

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

村上市教育委員会

I 国の不登校対策

○教育機会確保法（不登校児童生徒等への支援の法律 平成 28 年公布）の基本理念には、
「不登校は問題行動ではありません。不登校は誰にでも起こりうることであり」とされています。

○COCOLO プラン〔令和 5 年 3 月文部科学省〕では、
「不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすること」
を目指しています。



○COCOLO プランが目指す姿

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- ・一人一人のニーズに応じた多様な学びの場が確保されている

※不登校特例校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保

- ・学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ・学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている

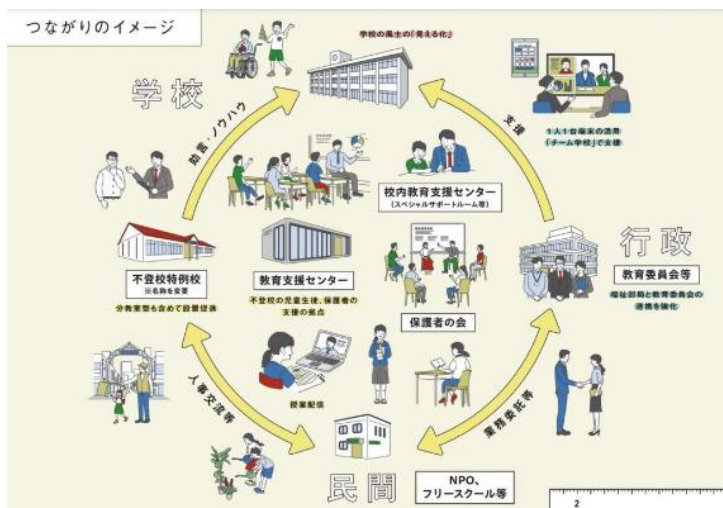
2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ・1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ・小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ・教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる

※こども家庭庁と連携し自治体の教育部局と福祉部局等の連携・協働を強化

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ・それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ・トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ・公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ・障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



プランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進める必要があります。

Ⅱ 村上市の不登校対策の取組

相談しやすい体制の整備等により、児童生徒に必要な支援、家庭等と連携した対応に努め、全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりを推進します。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

→村上市教育委員会では、**市教育支援センター**を市内5か所に設置しています。

学校に気持ちが向かなくなったり、学校に行くことができなくなったりした児童・生徒の皆さんが通っています。個人の状況に合わせた教育活動を行う中で、自立を促したり、集団活動への適応力の向上を目指したり、子どもの健やかな成長を支援するところです。

それぞれのお子さんの状況に合わせて個別支援・指導を行うことを基本としています。

保護者の方との相談も行っています。学校または教育支援センターへご連絡ください。

- | | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| ①しおさいルーム | (山北地域) | ②ひまわりルーム | (朝日地域) |
| ③ふれあいルーム | (村上地域) | ④はくちょうルーム | (神林地域) |
| ⑤くろっかすルーム | (荒川地域) | | |

村上市教育支援センターの場所・連絡先など



しおさいルーム

- ① 村上市さんぼく会館内
〒959-3907 村上市府屋 177-1
TEL 0254-75-6027



ひまわりルーム

- ② 村上市総合文化会館内
〒958-0251 村上市岩沢 5668
TEL 0254-60-2002



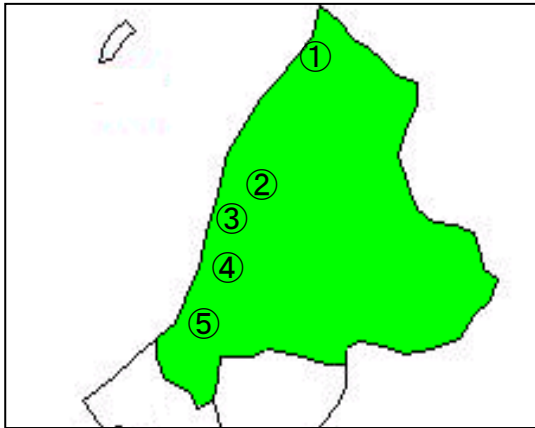
ふれあいルーム

- ③ 村上市教育情報センター内
〒958-0854 村上市田端町 4-25
TEL 0254-53-7515



はくちょうルーム

- ④ 神林農村環境改善センター内
〒959-3449 村上市岩船駅前 63
TEL 0254-60-1500
(神林教育事務所につながりますので、はくちょうルーム担当をお願いしてください)



教育支援センターに関する Q & A

- Q 教育支援センターの通室対象者は誰ですか？
A 村上市に在住、または村上市立学校に在籍する小学生と中学生です。
- Q 教育支援センターの活動日と時間はいつですか？
A 月曜日から金曜日の 9 時～12 時、13 時～16 時です。
- Q 教育支援センターの利用料はいくらですか？
A 村上市教育委員会が運営しており、無料で利用できます。
- Q 教育支援センターに通室すると学校に登校したことになりますか？
A 通室した日は月末に在籍校へ報告し、登校した日として取り扱います。
- Q 通室する教育支援センターはどこになりますか？
A 原則として、お住まいの地域にある教育支援センターになります。
- Q 通室方法はどのようになりますか？
A 通室は、保護者送迎を原則とします。但し保護者の責任により、徒歩、自転車、バス等での通室が可能です。



Q 教育支援センターへ通室する手続きはどのようにすればよいですか？

A 通室の手続きは、在籍校と連絡を取り合いながら進めます。まずは在籍校にご連絡ください。その後は以下の流れとなります。

① 「見学・相談」



在籍校または教育支援センターに、見学・相談の希望日時についてご連絡ください。日時が決まりましたら見学・相談を行います。

② 「お試し通室」



実際に通室して、教育支援センターでの生活を体験します。

③ 「通室面談」



正式に通室することを希望される場合、教育支援センター指導員と教育委員会担当職員が保護者と面談します。

④ 「申し込み」



保護者が在籍校に「村上市教育支援センター通室願書」を提出します。

⑤ 「通室」

教育委員会が協議し、通室が認められた後、正式通室となります。通室開始日は、原則保護者が「村上市教育支援センター通室願書」を在籍校に提出した日付とします。

教育支援センターの生活



- 通室する日や時間は、お子さんの状況や他の通室生とのかかわりを考慮し相談して決めることができます。
- 安心して過ごせる「心の居場所」となるように、自分のペースで活動することができます。
- 創作活動や体験活動などを通して、自分のよさを見つけることができます。
- 学習する教科や教材は自分で決めることができます。自分のペースで 自主的に学習を進めることができます。
- Wi-Fi 環境が整備されていますので、学校から貸与されたタブレットを利用し、リモート授業に参加することもできます。

→村上市では、校内教育支援センター（SSR）を設置している学校があります。自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を校内に設置しています。

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

→(1)村上市教育委員会では、保護者の方の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、保護者支援します。支援・相談を希望される場合は、お気軽に学校にお尋ねください。

また学校では、不登校児童生徒の状況に応じて、支援に必要と考えられる学校職員、外部機関によるケース会議を行っています。

→(2)村上市教育委員会では、保護者の方が情報を得られるよう以下のように相談機関をまとめました。ご活用ください。

市内・県内のおもな相談機関

※家庭教育や子育て全般（しつけ、友達関係など）について、様々な不安や悩みに関して相談を行っています。秘密は守ります。一人で悩まず、まず相談してみてください。

□村上市こども課こども家庭センター（村上市役所 平日 8:30～17:15）TEL 0254-75-5567
18歳までのお子さんと、そのご家族の悩みや不安の相談に応じ解決のお手伝いをします。

□村上市福祉課総合相談室（村上市役所 平日 8:30～17:15） TEL 0254-75-8941
複合的な課題を抱えた方の相談を受け、必要な関係機関やサービスをコーディネートします。

□新発田児童相談所（平日 8:30～17:15）TEL 0254-26-9131

□中央児童相談所（平日 8:30～17:15） TEL 025-381-1111

□いじめ・不登校等悩み事相談テレフォン（県立教育センター 平日 9:10～16:00）
TEL 025-263-4737

□家庭教育・子育て電話相談「すこやかコール」（県立生涯学習推進センター 平日 13:00～19:00）
TEL 025-283-1150



→(3)村上市内には、不登校保護者の会を設置している村上市家庭教育支援チーム with 所属の NPO 団体があります。保護者の方の交流の場を提供していますので、ぜひご活用ください。

□NPO 法人 村上 ohana ネット <https://murakami-ohana.com>

□一般社団法人 ふくちゃ <https://hukutya-cafe.amebaownd.com>

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

→村上市では、全小・中学校で、全ての児童生徒を対象とした未然防止として、「魅力ある学校づくり」を進めています。

安心して学ぶことのできる授業などでの「居場所づくり」の活動、学年・学級経営や特別活動などを活用した「絆づくり」の活動により、学校が「みんなが安心して学べる」場所になるよう取り組んでいます。